

## 令和5年度 第3回 鴨川市水道事業運営委員会 会議録

日 時： 令和5年11月10日（金） 16時00分から

場 所： 鴨川市水道課1階会議室

出席者： 中村 康仁、梶 恵子、鈴木 一男、相原 一彦、渥美 俊行

欠席者： 田仲 重郎、和泉 良史

事務局： 市長：長谷川 孝夫

水道課長：角田 敬夫、課長補佐：小泉 満、

工務係長：鈴木 武志、浄水係長：吉村 洋介、

業務係長：小倉 信也、副主査：乾 陽介

傍聴者： 1名

### 1 開会

（進行：事務局 小泉課長補佐）

皆さん、こんにちは。

ご案内の時間前ですけれども、皆さんお揃いとなりましたので、ただ今から、令和5年度第3回鴨川市水道事業運営委員会を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私は、本日の進行を務めさせていただきます、水道課の小泉です。どうぞ、よろしく願いいたします。

最初に、配布資料の確認をさせていただきます。「会議次第」、「委員名簿」、「附属機関設置条例」、「議案1 令和5年度鴨川市水道事業会計補正予算（第2号）」、「議案1 説明資料 令和5年度鴨川市水道事業会計補正予算（第2号）」、「資料 令和5年度鴨川市水道事業上半期業務状況報告書」、その他に、本日お配りいたしました「令和5年度第3回鴨川市水道事業運営委員会資料」、A3版の地図、以上でございます。

資料の配布もれ等、ございませんでしょうか。

次に、本日の会議の取扱いについて、説明をさせていただきます。本日の会議は、

「鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領」等により、会議を公開することといたします。また、会議録を作成し、公開するため、録音させていただきます。

本日、田仲重郎委員さん、和泉良史委員さんより、欠席の届出がございました。本日の出席委員は5名でございます。「鴨川市附属機関設置条例」第5条第2項の規定により、過半数を超えておりますので、本委員会は成立いたしますことをご報告させていただきます。

## 2 市長あいさつ

(進行：事務局 小泉課長補佐)

開会にあたりまして、長谷川市長から挨拶を申し上げます。

(長谷川市長)

改めましてこんにちは。皆様方にはおかれましては大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。ただ今より水道事業運営委員会を開催させていただきたいと存じます。

その前に、皆様方に報告と申しますか、お知らせをさせて頂きたいと思います。

先の台風13号、これは9月8日でございますでしょうか。多くの被災者があったところでございまして、関係者の皆様方には心からお見舞い申し上げます。

実は、今回の大雨、短時間による雨量が352ミリですか、鴨川市における観測史上始まって以来の大雨であったということでございます。大体1年間に降る雨の量が鴨川市の場合1,800ミリという風に言われているところですが、今回、1日において350数ミリ降ったということでございまして、これを平均して直すと、当然のことながら冬は少ない夏は多いとかあるわけですが、2か月分の雨が1日に降ったという計算になるそうでございます。

そうした中で、農地等による崩落が多くございまして、数えるところ280数

件を超える箇所が起きているところをごさいます、いま復旧・復興を急いでいるところをごさいます。

これにつきまして、予算的な面につきましては、2億6,100万円をごさいますでしょうか、即決させていただいたところをごさいます、まだまだ農地等、これから把握しなければいけないところもあるようをごさいます。我々のもっている要綱の中では救いきれない崩落等、あるいは土砂災害による家屋等の浸水等あったところもあるわけをごさいます、それをこれから復旧・復興に向けて救っていくことができるかどうか、いま検討している最中をごさいます、再度予算的なものも組んでいかなければならないと、このように認識しているところをごさいます。

いずれにしましても、人命に被害がなかったことは大変よかったなと思っいるところをごさいます、農地等、あるいは床上床下浸水等があった方々に対しましては、心からお見舞いを申し上げるところをごさいます。

それでは、本日の会議につきましてご挨拶申し上げさせていただきます。

安房地域における水道事業の広域化につきましては、前回のこの運営委員会でご説明しましたとおり、令和4年3月に安房地域水道事業統合協議会を設立、4月に安房郡市広域市町村圏事務組合に水道事業統合推進室を設置いたしてございまして、これにより、令和7年度の末端給水事業体の統合を目指し、鋭意取り組んでいるところをごさいます。しかしながら、千葉県から未だ水道用水供給単価の水準が示されるまでに至っておりません。そのため、財政収支見込み等の検討ができず、受水費の削減効果が反映できないことから、安房地域における「統合基本計画（案）」の策定が困難な状況が続いており、進展していない状況をごさいます。

今後につきましては、県から水道用水供給単価が示され、安房地域における水道事業の統合に係る財政収支見込み等を確定させた後に、安房地域水道事業統合協議会において、「統合基本計画（案）」の策定が進められます。その後、パブリックコメントの実施、統合基本計画合意・成案、統合基本協定締結と順次進むこととなり、全体のスケジュールにつきましても、「統合基本計画（案）」の策定の状況に合わせて整理されます。

統合までの間、本市水道事業の運営に当たっては、引き続き、健全経営と財務

基盤強化に向けた取組を進めるとともに、老朽化した水道施設の更新については、有利な財源を活用しながら、着実な整備に努めてまいりますので、引き続き、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

本日の議事でございますが、「令和5年度鴨川市水道事業会計補正予算（第2号）」をご審議いただくものでございます。

これは、来る12月の市議会定例会において、ご審議をいただく予定としておりますが、これに先立ち、水道事業運営委員会の皆様にご説明させていただき、ご承認を賜りたいものでございます。

詳細につきましては、この後、事務局から説明させますので、慎重なるご審議をお願い申し上げ、私からの情勢報告と挨拶とさせていただきます。

### 3 議事

（進行：事務局 小泉課長補佐）

ありがとうございました。それでは会議に入りたいと存じます。「鴨川市附属機関設置条例」第5条第1項の規定によりまして、会長が議長となることとなっております。

これより進行を、中村会長さんをお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

（中村会長）

皆さん改めまして、こんにちは。今日は、大変ご多忙の中、お集まりいただきまして、ご苦勞様でございます。心より御礼申し上げます。

それでは、議事進行は、座って進めさせていただきます。本日の会議録の確認をしていただき、委員さんにつきましては、梶恵子委員さんと鈴木一男委員さんを指名いたします。よろしく願いいたします。

それでは、早速、議事を進めさせていただきます。はじめに、「議案1 令和5年度鴨川市水道事業会計補正予算（第2号）」について、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局：角田課長)

それでは、「議案1 令和5年度鴨川市水道事業会計補正予算(第2号)」につきまして、ご説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

資料でございますが、縦に見まして、右上に議案1と書いてございます資料及び議案1説明資料を併せてお手元にご用意いただきたいと思います。

今回の補正でございますが、令和6年度当初より円滑に事務を進めるために、債務負担行為の設定をさせていただくものでございます。

それでは内容につきましてご説明いたしますので、議案1説明資料をご覧ください。

来る、令和5年第4回市議会定例会に提出いたします議案といたしまして、1の提案理由でございますが、令和5年度鴨川市水道事業会計予算に変更を加える必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求めるものでございまして、あらかじめ運営委員の皆様にご承認をいただきたいものでございます。

次に、2の内容をご覧ください。(1)債務負担行為の追加補正でございます。

債務負担をすることができる事項、期間及び限度額について定めたいものでございまして、業務の性質上、いずれも年度当初、いわゆる4月1日から発生する業務に支障を来さないよう、債務負担の設定をさせていただき、令和5年度中に事務執行及び契約手続きを行いたいものでございます。なお期間はいずれも令和5年度から令和6年度でございます。

先ず、量水器交換等業務に係る委託料でございます。限度額は1,217万3,000円でございます。計量法に基づく水道用量水器の交換等業務の円滑な実施を図ることを目的として行うものでございます。

次に、電気・通信等施設設備及び事務機器等の保守に係る委託料でございます。限度額は1,177万8,000円でございます。設備機器の保安・保守点検業務及び企業会計システム、水道料金調定システム等の保守業務の円滑な実施を図ることを目的として行うものでございます。

次に、管理施設警備に係る委託料でございます。限度額は22万5,000円でご

ざいまして、保台ダム及び、保台浄水場におきましては、基本的に24時間、自動制御で運転を行っております。ただ、日中におきましては水質管理や機械・電気設備の点検、施設の清掃等がございますので、職員による管理を行っておりますが、夜間におきましては無人となりますので、テロ対策として民間警備会社へ機械警備を委託するものでございまして、警備業務の円滑な実施を図ることを目的として行うものでございます。

次に、水質検査業務に係る委託料でございます。限度額は1,540万3,000円でございます。お客様にご使用いただいている市内7か所の水道水の水質検査、また浄水場で処理をする前の市内5か所の原水について、水道法に基づく水質検査を実施するものでございまして、業務の円滑な実施を図ることを目的として行うものでございます。なお、水道水7か所と原水5か所の差し引き2か所につきましては、南房総広域水道企業団から受水している配水場2か所でございます。この水質検査は南房総広域水道企業団が実施しているものでございますことを申し添えます。

次に、土砂処理業務に係る委託料でございます。限度額は4,125万円でございます。浄水処理過程において沈殿処理をしておりますが、そこで発生する土砂を引抜き、天日乾燥床へ移送し、乾燥を行っております。この様に年間を通じて連続的に土砂が発生いたしますので、土砂処理業務の円滑な実施を図ることを目的に行うものでございます。

最後に、薬品等に係る購入費でございます。限度額は6,568万5,000円でございます。年間を通じて連続して稼働している浄水場の浄水処理等に必要となる水道用の薬品等の購入業務の円滑な実施を図ることを目的に行うものでございます。

以上6つの事項の事務事業に於きまして、それぞれ期間及び限度額を定めたいものでございます。

以上で、令和5年度鴨川市水道事業会計補正予算(第2号)の説明とさせていただきます。

宜しくご審議くださいますようお願い申し上げます。

(中村会長)

説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。

ご質疑、ございますでしょうか。

(長谷川市長)

土砂処理の業務、浄水過程で発生すると説明がありましたが、どこの浄水場か。

(角田課長)

現在、土砂処理業務に係る委託料につきましては、保台浄水場と奥谷浄水場で、これは天日乾燥床を今持っておりまして、土地で発生する土砂を天日乾燥所で乾燥させる業務を行っております。その乾燥した土砂を、外部、中間処理場に搬出するための業務を行うものでございますので、2箇所の浄水場になります。

(長谷川市長)

乾燥したものはどういう処理をしているんですか。

(角田課長)

中間処理といいまして、最終的にはかき取りをして、ダンプで中間処理場へ持って行き、その後に中間処理で、骨材とかに再利用。そうですね。例えばセメントの原料ですとか、そのセメントに混ぜるとかですね、そういった用途に使っています。

(中村会長)

ほかに、ご質問が無いようですので、ただいまの件につきまして、承認ということで、ご異議ございませんでしょうか。

== 異議なしの声 ==

(中村会長)

ご異議なしと認め、「議案1 令和5年度鴨川市水道事業会計補正予算(第2号)」については、原案のとおり答申することに、決定いたしました。

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。これをもちまして、議長の職を解かさせていただきます。議事進行につきまして、ご協力をいただき、ありがとうございました。

(事務局：小泉補佐)

会長ありがとうございました。

それでは、次第の4「その他」といたしまして、事務局の方から報告1、上半期の業務状況について、報告させていただきます。

(角田課長)

それでは、今年度上半期の運営状況を報告させていただきます。

恐れ入りますが、着座にて失礼いたします。

右上に水道事業運営委員会資料と書かれております、「令和5年度鴨川市水道事業上半期業務状況報告書」をご覧いただきたいと思います。

この報告は、地方公営企業法第40条の2第1項の規定、及び鴨川市水道事業の設置等に関する条例第9条の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を地方公共団体の長に提出するものでございまして、あらかじめ運営委員の皆様にご報告をいたすものでございます。

それでは内容につきましてご説明いたします。

まず、1、工事関係でございますが、主要な工事等につきましては、今年度上半期の契約額が500万円を超える工事といたしまして、ご覧の工事の契約のとおり実施いたしましたところございまして、水道水の安定供給に努めているところでございます。

3ページには、主要工事等一覧としてまとめてございますので、後ほどご覧いただければと存じます。

次に2の業務関係についてご説明いたします。調定件数は上半期9月末現在におきましては、地区を半分に分けた検針をしている関係から、9,299件となり、前年同月と比較して、9,267件の減少となりました。これは、本年度より、地区を分けた隔月検針・隔月請求としたことによるものでございますが、参考値として8月調定件数9,450件と9月調定件数9,299件を合わせますと18,749件となりまして、前年9月調定件数18,566件と比較すると183件の増加でございます。

また、水道料金は、上半期の9月末現在において、合計5億2,761万5,374円で、前年同期と比較して4,389万4,163円、7.7パーセントの減少でございます。減少した主な理由として、請求等の隔月化に伴い、4月分の水道料金が昨年度では市内全域であることに対して、今年度は概ね半分となったことが水道料金減収の理由でございます。いわゆる4月の半分の料金収入が1か月遅れで収納されているイメージでございます。

料金の収納状況につきましては、上半期9月末現在、調定額6億3,213万6,655円で、前年同期と比較して5,132万7,973円、7.5パーセントの減少でございます。これは9月30日の引き落としに係る水道料金において、月末が土曜日であったことから、翌月10月2日の引き落としとなったことによるものでございます。

上半期の合計有収水量は、地区を分けた隔月検針を行っている関係から参考値として算出された209万5,233 $\text{m}^3$ で、前年同期、これは毎月検針を行って算出された水量と比較して2万332 $\text{m}^3$ 、1パーセントの減少でございます。

なお、有収水量におきましては、夏場や年末年始等、使用水量が多い時期と平常月の使用量との差が大きいこと等から、本年度から行われている地区を分けた隔月検針の算定水量におきましては、各月毎の正確な使用水量ではなく参考値としているため、1年間を通じた使用水量の算定により判断すべき数値となりますので、お含みおきを頂ければと存じます。

上半期の合計給水量でございますが、この数値は昨年度と同様、毎月算定される数値でございます283万8,302 $\text{m}^3$ で、前年同期と比較して2万6,524 $\text{m}^3$ 、0.9パーセントの減少でございます。

上半期は前年度と比較して、給水量・有収水量いずれも若干の減少でございます。

ます。有収率は管末残留塩素の連続的な確認、及び残留塩素確保のための捨て水、並びに漏水探查等による漏水箇所のある早期の発見、及び修繕を実施するよう努めており、前年度と比較して増減なしの73.8パーセントとなったところでございます。

次に3の経理関係についてご説明いたします。上半期の営業収益は5億3,072万4,515円、営業外収益は、受取利息及び配当金等により91万9,399円となり、これらを合わせた事業収益は5億3,164万3,914円でございます。

一方、上半期の営業費用は3億3,477万7,854円、営業外費用は支払利息及び企業債取扱諸費等により1,663万1,264円となり、これらを合わせた事業費は3億5,140万9,118円でございます。

上半期の事業収益合計5億3,164万3,914円と、事業費合計3億5,140万9,118円との差し引きでは1億8,023万4,796円の利益でございます。前年同期と比較して、先ほど申し上げた4月分水道料金収入の減収分及び9月末の水道料金収納が翌月になった減収分とほぼ同額の5,103万1,842円の減少でございます。

今後、下半期の収益的収支の見込みは、収入において主たる収入となる水道料金は、概ね変化しないと予想しているところでございます。

一方、費用においては、施設の老朽化や漏水修繕による修繕費の増加、薬品費及び受水費の増加が見込まれ、加えて、改正水道法の施行による台帳整備や、施設基準に適合しているかの検査等、水道事業者が行わなければならない義務の増加等により、人員不足を含め経営が厳しい状況となることから、今後も、より一層効率的な事業運営、及び施設整備の見直しによる投資的経費の平準化に努めてまいります。

今年度の上半期運営状況の報告は以上でございます。

(事務局：小泉補佐)

質疑があれば、お願いします。

ご質問がないようですので、続きまして報告2といたしまして、台風13号の水道事業における災害対応について、有収率向上対策について、統合広域化の進捗状況につきまして、報告を申し上げます。

(角田課長)

報告2といたしまして、令和5年9月8日に襲来をいたしました台風13号の水道事業における災害対応について、有収率向上対策について、統合広域化の進捗状況につきまして、3つ合わせてご報告を申し上げます。着座にて失礼いたします。

令和5年9月8日に襲来した、台風13号の災害対応につきまして、水道課が行いました対応を時系列にてご報告いたします。資料は本日お配りした「第3回鴨川市水道事業運営委員会資料」の3ページと4ページをご覧ください。

この台風災害で被災した浄水場は、奥谷浄水場、清澄浄水場、東町浄水場の3施設でございます。なお、各所で漏水が発生しておりますが、大規模な断水となったもの以外は割愛をさせていただきます。

現在まで、東町浄水場につきましては一部の復旧となっておりますが、その他の浄水場につきましては、浄水処理に支障がない状態まで復旧はしていません。

この災害につきまして詳細にお話しすると長くなりますので、主な出来事につきまして、かいつまんでご報告をさせていただきます。

まず、9月8日当日の対応等でございます。8時に東町浄水場に土砂流入、取水停止となっております。

10時35分に、奥谷浄水場から落雷により原水流量計が故障し、浄水場の運転が不能であるとの報告を受けましたが、模擬信号の入力により運転が再開されております。

12時30分に、清澄浄水場の入口で土砂崩れがあり、浄水場へ進入できない、及び浄水場までの原水が上がっていないとの報告がありました。

同じく12時30分に、東町浄水場の原水が来ておらず水を作ることができないため、東町浄水場エリアに保台浄水場からの水を押し込むことを決定し、各浄水場を区切っているバルブ操作を実施、東町浄水場給水エリアの断水回避対策を行いました。

12時38分に、奥谷浄水場から原水が来ていないとの報告がありましたが、この時点で対応できる職員が居らず、夕方に確認を行っております。

14時に清澄浄水場を確認したところ、浄水場の運転不能、及び大規模漏水により地区全体が断水となっておりましたので、給水車による水の輸送を開始しました。

同じく14時に、袋倉導水路の確認のため職員2名で向かったところ、土砂崩れがあり、車での進入ができないことから、徒歩で取水口までの確認をしております。途中14か所の土砂崩落があり、道路管理者の都市建設課へ報告しております。なお、点検には夕方までかかっておりますが、暗くなってきたため不具合箇所の発見には至らず、導水路の崩落、あるいは土砂が埋まってしまったのではないかとの報告を受けております。

18時30分に、奥谷ダムへ向かった職員より、ダムから原水を浄水場へ送る時に操作するバルブが、流木により破壊されている状況で、充水作業ができないとの報告がありました。技術職員全員を招集し、現場にて色々な方法を試しながら充水作業を実施いたしまして、安定的に取水できるようになったのが23時ごろとなっております。

この時点で奥谷浄水場に係る災害対応は終了しています。

9月9日に入りまして、1時に、保台浄水場の配水エリア拡大により配水量が増加し、運転に支障がでましたことから、保台浄水場の給水エリアを縮めることとし、横渚浄水場の給水エリアの拡大作業を実施いたしました。2時30分に作業を終了いたしました。

日中、東町浄水場の原水確保のため、袋倉導水路の点検作業を実施し、数か所の土砂埋没を確認、職員による撤去作業、及び業者へ依頼して撤去をしてもらう段取りをしております。

また、清澄浄水場の不具合調査に時間がかかっているため、給水車による配水池への充水作業を継続して実施しております。

9月10日に入りまして、7時30分に清澄浄水場を確認したところ、原水ポンプに支障があること、また浄水場からの信号線に異常があることが判明し、手動運転に切り替えて運転を再開しましたが、長時間の運転ができない状況であったため、給水車による水の輸送を継続して行っております。

23時30分から、東町浄水場給水エリアを縮めるため、石上配水場のエリア拡大を実施いたしました。

9月11日に入りまして、朝から清澄浄水場への給水車による給水作業を継続して実施、8時10分に、市長より、東条地区の臭気に関して広報をするよう指示を受け、防災鴨川による広報を実施しております。

清澄浄水場系配水管の漏水箇所が判明し、復旧作業を実施いたしました。

9月12日に入りまして、保台浄水場の取水量を増量、ろ過池の調整作業を実施、また、袋倉導水路の清掃作業を継続して実施し、清澄浄水場については自動運転ができないため、昼間のみの運転とし、給水車での補給を継続して実施しております。

9月13日に入りまして、清澄浄水場への給水車での補給を継続して実施、原水取水槽の清掃作業を実施し、安定して取水できるよう復旧作業を実施しました。袋倉導水路の目詰まり箇所の搜索、及び清掃作業を継続して実施しています。

9月14日に入りまして、8時30分に清澄配水池水位が回復してきたことを受けて、自動制御での運転に切り替え、給水車での補充作業を終了しました。この時点で、浄水場の運転に係る災害対応が必要な箇所は、残り東町浄水場のみとなっております。

9月15日から20日にかけて、袋倉導水路の清掃作業を継続して実施しております。

9月21日に入りまして、袋倉導水路の一部が使用できるようになったことから、東町浄水場への一部原水確保、30パーセント程度の運転が再開いたしました。

また、17時をもって、災害対策本部会議は解散となり、第3配備も解除となっております。

9月21日から現在まで、東町浄水場の原水はいまだ全量が確保できない状況ではありますが、導水路の目詰まり箇所は確認できましたので、順次撤去作業を行っております。

なお、道路の崩落個所に絡む場所につきましては、道路の災害査定等の手続きが終了するまで工事を実施することができないため、その手続きが終了した後に復旧作業に入ることにしております。目途としては12月中旬ごろまでには浄水場運転に係る部分の復旧は完了したいと考えております。

なお、土砂崩れによる復旧作業につきましては、相当の時間を要しますことから、完全復旧には相当の時間がかかるものと考えておりますのでご了承を頂ければと思います。

ここで、この災害について考察をさせていただきますと、今申し上げました対応につきましては、水道事業の危機管理としては、処的対策、いわゆるクライスマネジメントといわれる、危機が発生した後の活動や、発生した場合の被害の軽減化対応でございます。この対応につきましては、施設の把握はもちろんです。日頃の点検業務の中で問題点がどこにあるか等の考察も重要となってくるものと考えております。

一方、危機管理としては、予防的対策、リスクマネジメント、事故や危機がなるべく起きないように対処活動や、危険因子を減らす活動が、大事になってまいります。

この予防的対策、リスクを少なくする対策におきましては、令和元年の一連の台風災害の時にも水道事業としての考え方を示しているところではございますが、その対策の一部となる停電対策につきましては、全給水戸数の概ね22パーセントを占めます横渚浄水場の停電対策として、現在この水道課の道向かいに建設しております非常用発電機を収納するための建物、及び非常用発電機の製作を進めているところでございます。建物の完成は令和6年2月を、また発電機の完成は令和6年3月を予定しております。現在の進捗率といたしましては建物が75パーセント程度、非常用発電機が45パーセント程度と伺っております。この非常用発電機が完成いたしましたなら、停電による断水戸数は横渚浄水場が受け持っている戸数、概ね3,900戸を減らすことが可能となるものでございます。

また、風水害・土砂災害の対策につきましては、前回の台風災害及び今回の台風災害におきましても、同じ施設が、同じような状況によって被災をしております。

東町浄水場につきましては、前回の土砂及び水害の被害を受け、ポンプを収納する部屋に水が浸入してしまい、ポンプの運転が不能となったことから、令和2年度に水の侵入を防止する壁の設置をいたしておりましたので、ポンプ設備の被害は今回はありませんでしたが、いずれにしても、創設当初からある古

い施設、60年以上経過した施設が被災をしている状況でございます。

このような古い施設につきましては、耐用年数も既に経過し、全体的な更新を実施しなければならない施設ではございますが、人口減少時代を迎え、使用する水量が減少していること、また、水道事業はかなりの電力を消費する事業でございますので、国から脱炭素対策も求められている状況でございます。

この様な状況を踏まえまして、現在協議を行っております統合広域化に向けた取組の中で、今回被災をいたしました奥谷浄水場や東町浄水場につきましては、更新をせず廃止していく施設に選定し、他水源からの給水に切り替えていくことで、災害時でも安定して給水することが可能となる施設整備に加え、施設の集約化により電力や薬品の使用量、また、産業廃棄物の排出を減らすことができ、自然流下でご利用していただくような施設配置へ変換していくこととしております。

この事業を行うことによってもたらされる効果として、管理施設の集約による経常費用の削減、将来的な更新費用の削減が挙げられ、また付随する効果として災害対応に係る人員や時間を大幅に減らせることによって、職員に係る負担の軽減にも寄与することができると考えております。

今申し上げました予防的対策につきましては、莫大な費用と時間を要しますことから、長期的な計画の中で対応してまいりたいと考えております。

この様な事業を一つひとつ着実に実施することによって、お客さまへの安定した給水を行っていくことはもちろんのこと、50年先、100年先の将来世代が快適にご利用できるような水道システムを再構築していくことが必要な時代、転換点に来ているものと考えております。

現在協議を実施しております統合広域化が叶いましたら、国の交付金等、有利な財源を確保しながら対応を図っていこうとするものでございますので、水道事業運営委員の皆様方にはご理解とご協力を賜りたいと存じます。

続きまして有収率向上対策についてご説明いたします

本日お配りいたしました「第3回鴨川市水道事業運営委員会資料」の4ページと「A3版の地図」をご覧いただきたいと思っております。

昨年度に、市内全域を対象とした漏水箇所の基礎調査を実施し、そこで抽出された半径100mの範囲にある漏水疑い箇所が151箇所抽出されております。本

年度に入りまして、この 151 箇所の現地確認による漏水調査を、漏水探査専門業者へ発注し、現在調査を行っているところです。

10 月から現場の詳細調査を行っておりまして、進捗率は 68.2 パーセント、昨日現在 35 箇所の漏水が発見され、直ぐに対応可能な場所については即日業者へ修理依頼をしているところです。また、比較的大きな管の漏水につきましては、広範囲におよぶ断水を行っての修理となりますので、材料の手配や日程調整を行いながら、準備ができ次第、広報を実施しながら修繕を実施していきます。

このように、有収率の向上のための対策を実施しているところですが、有収率算定の元となる有収水量の把握につきましては、本年度より隔月検針となりましたことから、今のところ有収率の結果につきましては算定の基礎数字が上がってきておりませんことから不明となっておりますが、この調査により、相当数の漏水箇所が発見されておりますので、有収率が上向いてくるのではないかと期待しているところでございます。

なお、有収率の低下は老朽化した管路の布設替を行わない限り防ぐことはできませんので、この様な取組は継続して行っていく必要があるところでございます。

また、以前より長狭にございます、スーパーおどや付近の花輪橋橋梁添架管が漏水をしており、修繕方法について橋の管理者である千葉県と協議を重ねてまいりましたが、修理が不可能との結果となりましたことから、別ルートでの布設替を行うこととし、昨年度に測量調査を、本年度に布設替に係る実施設計業務を委託したところでございます。設計が終了次第、工事を行う予定でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

今申し上げました対応につきましては、先ほどお話しした処的対策でございます。この様な活動を減らすための予防的対策も行っていく必要がございます。ただし、老朽化した管路の布設替におきましては、全ての老朽管を更新しようとする、これも莫大な費用と時間がかかってまいりますので、古くてもこの先問題なく使用できる管路は更新を先送りにしていく等、なるべく費用を抑えながら、かつ有収率を上げていく工夫が必要であると考えております。

この様な課題に対して、近年ビックデータや A I を活用した老朽化管路診断等の技術も開発され、全国の水道事業者が活用し始めているところでござい

す。そのような先端技術を取り入れることによりまして、更新費用の抑制をしながら投資に係る費用が平準化できるよう努めてまいりたいと考えておりますので、重ねてご理解とご協力を賜りたいと存じます。

最後になりますが、統合広域化の取組でございます。

市長が冒頭申し上げましたとおり、千葉県からの用水供給単価が示されておらず、財政推計が今だ作成できない状況でございます。先の水道事業運営委員会のご報告から進展がない状況でございますが、統合に係る一つひとつの事務事業の擦り合わせにつきましては、各部会で協議され、形になりつつある状況でございますことをご報告いたします。報告事項は以上でございます。

(小泉補佐)

質疑等あればお願いいたします。

(相原委員)

給水車というのは何台で動いていますか。

(角田課長)

給水車は鴨川市に1台ございまして、その1台で対応したところです。

内容的には、3トン車になりましてピストン輸送して給水を行ったところです。

清澄浄水場につきましては、給水エリアが小さい関係で、使用水量の日量が多くないところになります。例えば給水車で10回入れれば30トンになりますが、その分があれば1日持つことになります。

もし、広域的に断水になった場合ですが、令和元年の台風の時に発生しました東町浄水場が被災したときですが、東町浄水場系が全域断水となった事例がありますが、その際は日本水道協会というところがあり、鴨川市水道事業も加入しており、日本水道協会との協定がありまして、千葉県支部は千葉県企業局ですが、そちらに応援要請しまして、その日のうちに給水車10台きていただき、連続5日間ほど給水活動していただきました。給水車が足りない場合は、そのような要請が可能であり、給水車が確保できる体制となっております。

(梶委員)

有収率向上の対策として漏水疑いの事前調査として、各家庭の敷地内で調査をする場合があるということでしたが、その際、委託業務ということで身分証明書を持参してということですが、最近、詐欺であったり横行しているなか、急に来られても、その家庭の方が受け入れられるのかなというのも考えられるので、周知するなどしていただくと安心なのかなと思います。

(角田課長)

当然、最近そのようなことが多いというのは承知しております。私共が直接、急に行っても誰だともなりますので、事前に周知するというのも重要ですので広報等でお知らせしたところでございますが、逆に周知しすぎると、それを利用して詐欺を行う方も想定されるので、そのあたりは注意しながら、ご心配であれば水道課に直接ご連絡いただくなどいただければと。

(小泉補佐)

他にありませんでしょうか。ありがとうございました。

以上をもちまして、令和5年度第3回鴨川市水道事業運営委員会を終了させていただきます。

長時間にわたり、誠にありがとうございました。

令和5年11月28日

会議録署名人 梶 恵子

会議録署名人 鈴木 一男